

公益財団法人函館地域産業振興財団寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人函館地域産業振興財団（以下「財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、賛助会員から収納する会費については、別に定める賛助会員規程による。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金 広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

(2) 臨時寄附金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

(3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の用途)

第3条 一般寄附金は、事業年度における合計額の70%を公益目的事業に、30%を管理費に充てるものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余がある場合は、公益目的事業に充当することができるものとする。

(臨時寄附金の募集等)

第4条 臨時寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要事項を説明した書面（以下「募集要項」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 臨時寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合の適正な募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

3 臨時寄附金を募集するときは、募集要項を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページにおいて募集要項を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

4 臨時寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

5 臨時寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(寄附の申込み)

第5条 寄附の申込みは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により受け付けるものとする。

- (1) 寄附者の住所及び氏名
- (2) 寄附金の額又は金銭以外の場合はその内容
- (3) 使途等の指定の有無及び指定がある場合はその内容(臨時寄附金の場合は不要)
- (4) 寄附予定年月日
- (5) その他必要事項

(寄附の辞退)

第6条 寄附金が次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、財団において著しい資金負担が生じる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、財団の業務の執行上支障があると認められる場合又は財団が受け入れることが社会通念上不相当と認められる場合

2 寄附金の受領後に前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、財団は当該寄附金を返還するものとする。

(寄附受入れの決定)

第7条 第5条による寄附の申込みがあった場合、理事長は、当該寄附が前条第1項各号に該当しないと認めるときは、その受け入れについて決定するものとする。ただし、申込みのあった寄附について、寄附者から資金使途及び

寄附金の管理運用方法について条件が付されている場合は、理事会の承認を求めなければならない。

(受領書の送付)

第8条 寄附金等を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、財団の主たる目的である事業に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第9条 財団が受領する寄附金等については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第22条第5項に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、適切な管理に努めるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。